

## 【柳津町移住定住コーディネーター（兼任）募集要綱】

柳津町では、人口減少や少子高齢化が進む中、移住・定住の促進に向けて、町に関心を寄せる移住を考えている方と地域をつなぐ役割を担う人材の確保が重要となっています。

こうした状況を踏まえ、町の暮らしや魅力、支援制度等を伝える役割を担う「移住定住コーディネーター」を新たに設置し、今後の町における移住・定住の推進に取り組んでいきます。

このたび、移住・定住の推進に向けて、町と協力して取り組んでいただける、兼任の移住定住コーディネーターを募集します。

### 【1. 募集内容】

移住定住コーディネーター（兼任）

（他の主たる業務に従事しながら、本町の移住定住施策に関する活動を行う者）

### 【2. 募集人数】

3名

### 【3. 活動期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

- ・委嘱期間は、原則1年間とし再任を妨げません
- ・ただし、初年度は委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとします

### 【4. 活動内容】

要綱別表1に基づき、主に次の業務を行っていただきます

- ・SNSによる情報発信（最低週1回、月4回以上）  
（主な投稿内容：自然風景、食、暮らしの情報、その他関連するもの）
- ・町外での名刺等を活用したPR活動
- ・その他町長が認める活動

※状況により、以下の業務を依頼する場合があります

- ・移住者の相談対応・サポート
- ・移住希望者の現地対応
- ・県外での移住イベントへの参加

#### 【5. 報償費】

月額 30,000円（年額上限 360,000円）

- ・設置要綱第7条に基づき、月ごとに支給します
- ・活動に伴う経費は、別途予算の範囲内で支給します
- ・月の途中で委嘱又は解嘱となった場合は、日割りにより計算します

#### 【6. 応募資格】

要綱第4条に基づき、以下の条件を満たす者

- ・個人又は団体の SNS への投稿経験がある者
- ・高校生以上の者
- ・柳津町出身者、居住者、町内に勤務している者など、町にゆかりのある者
- ・心身ともに健康で、活動を継続して行うことができる者
- ・SNSなどを活用して移住・定住に関する情報発信業務を行うことができる者
- ・移住を考えている方に対して、相談対応や情報提供等の活動を行うことができる者
- ・現在の勤務先において、副業が認められる者
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員でない者であり、かつ、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者

#### 【7. 求める人物像】

- ・地域や人との関わりを楽しみながら、積極的にコミュニケーションをとれる者
- ・空き家対策、移住・定住、地域づくりなどに関心のある者
- ・普通自動車運転免許を有し、日常的に運転ができる者

- ・町への活動報告について、パソコン等を使用し、フォームから報告が可能な者

#### 【8. 選考方法】

応募フォームにより提出された内容に基づき、審査を行います  
なお、応募多数の場合は審査結果により選考します

#### 【9. 応募書類】

- ・申込書（応募フォームよりご入力ください）

#### 【10. 応募方法】

指定の応募フォームにより、令和8年3月6日（金）までに必要事項を入力のうえご応募ください

#### 【11. 問い合わせ先】

柳津町役場みらい創生課

〒969-7201

柳津町大字柳津字下平乙 234 番地

TEL：0241-42-2447

Mail：mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp